

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「デジタル地域通貨と地域金融機関」
著者 / 所属	小松 康志 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	448号
刊行日	2022-7-29
頁	2
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220729.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220729.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## デジタル地域通貨と地域金融機関

財政金融委員会 専門員

こまつ やすし  
小松 康志

安産や良縁を願うお守りとして岐阜県飛騨地方で古くから作られてきた「さるぼぼ」人形。その名を冠した「さるぼぼコイン」は、岐阜県の高山市、飛騨市、白川村に使用地域が限定されたデジタル地域通貨である。

我が国における地域通貨は、近年では2000年代初頭に一種のブームとなり数多くの通貨が生まれたが、ほとんどが短命に終わり、2005年をピークに稼働数は漸減している。2010年代半ばから再び活況を呈しつつあるが、その要因の一つは「デジタル化」であろう。最近では、コロナ禍に対する経済活性化策としてデジタル地域通貨を利用しようとする自治体も増えているという（高知県土佐清水市、東京都板橋区、奈良県天理市等）。

様々な形態で発行されているデジタル地域通貨の中で、さるぼぼコインの特徴の一つは地域金融機関が発行主体であることである。そのメリットとして「デジタル通貨フォーラム」（企業や自治体等が参加する日本におけるデジタル通貨の実用性を検討する取組）の「地域通貨分科会中間報告」では、通貨の発行が前払式支払手段ではなく金融機関による為替取引と考えられるので資金決済法の制約を受けないこと、BtoCのみならずCtoCやBtoBも網羅できる地域の決済インフラとなり得ること等が挙げられている。

翻って地域金融機関の視点に立ったとき、発行のメリットはあるだろうか。さるぼぼコインの発行主体である飛騨信用組合の預金額について、コインの運用を開始した2017年以前以後を比較すると、2016年に約2,340億円であった預金債権は2021年には約2,800億円と約20%増加しており、そのうち当座預金は2016年の約19億円が2021年には約33億円と約76%の顕著な増加を示している。さるぼぼコインの決済のために加盟店が口座を開設したことがその要因とも考えられる。当座預金には利息がつかないため、資金調達コスト低減に資していると言えよう。また、令和3年の銀行法等改正により金融機関本体や子会社等がデータ分析やマーケティング等の業務を営むことができるようになった。先述した自治体による経済活性化策としてのデジタル通貨利用に際し、通貨流通に係るデータの分析による政策効果の検証といった業務を受注することも考えられよう。すなわちデジタル地域通貨の発行は、地域金融機関の収益基盤の強化に資する可能性があるのではないかと。

もとより地域通貨は地理的条件や運営を担う人材の確保など様々な要素がそろわなくては成功しないことは過去の経緯が示しており、また、地域金融機関を取り巻く厳しい環境の様々な困難が解決できるような万能薬でもない。しかし、地域経済の発展という目的において地域通貨と地域金融機関の方向性は合致し、コミュニティの活性化という点においても地域金融機関の持つネットワークは役立つであろう。条件が整うならば、地域金融機関にとってデジタル地域通貨は挑戦しがいのあるフロンティアとなるのではないかと。